平成３０年（フ）第４４号
長崎県佐世保市日野町965番地、前住所長崎県佐世保市新田町161番地１　丸田ハイツ103
債務者　小形　治郎
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第５５号
長崎県佐世保市春日町167番地１　リゾートインリバティ　201号
債務者　柊平愛都穂
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
長崎県佐世保市宇久町平2553番地
債務者　竹村久美子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第６０号
愛知県豊橋市神野新田町字タノ割62番地２（101）
債務者　大出　　謙
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後２時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第８６６号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目12番地17　ドエル富士見201号
債務者　牧山　義彦
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８６７号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目12番地17　ドエル富士見201号
債務者　牧山　浩美
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６５２号
東京都青梅市長淵１丁目920番地サウスレーブ202
債務者　髙水　正子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９６６号
横浜市神奈川区大口通35番地３　クレアール横浜大口703号
債務者　田村　泰栄
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０６５号
神奈川県藤沢市藤沢１丁目６番11号　アーバンライフ本町202
債務者　菅原　勇太
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６５６号
東京都八王子市小門町65番地
債務者　五十嵐新次
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６８号
沖縄県沖縄市美里仲原町２番12号　ドエル美里201
債務者　友寄　　章
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第５４０号
東京都町田市三輪町402番地１グレージュメゾン203
債務者　嶋田　正美
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成３０年（フ）第６８６号
横浜市神奈川区白幡東町26番１－109号、住民票上の住所横浜市港北区篠原町3046番地ヴィレッヂハイツ第３　105
破産者　杉山　　慎
1　主文　当裁判所が平成30年４月17日午後５時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「横浜市神奈川区白幡東町24－１　ハイツ白幡109、住民票上の住所横浜市港北区篠原町3046番地　ヴィレッヂハイツ第３　105」とあるのを「横浜市神奈川区白幡東町26番１－109号、住民票上の住所横浜市港北区篠原町3046番地　ヴィレッヂハイツ第３　105」と更正する。
2　決定年月日　平成30年５月28日
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２１５号
茨城県石岡市小幡916番地５
破産者　武田　　均
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２０１８号
札幌市豊平区月寒東３条10丁目３番１号310ハイツＡ－102号
破産者　長和　康弘
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部